

市民相談(4月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日も実施する場合があります。

生活不安や仕事の相談

▽平日9:00~17:30
▽毎月第2・4日曜日9:00~13:00
場市役所6階くらしサポートセンター 守口
TEL0800-200-8011

介護保険について

▽介護保険サービスなどに関する苦情相談(弁護士)
時第2水曜日15:30~17:30 (1時間以内)
場市役所1階市民相談室102
予前日までに
問くすのき広域連合
TEL06-6995-1516
問同連合守口支所(高齢介護課内)
TEL06-6992-2180

空き家不動産無料相談会(事前予約制)

時4月25日(月)10:00~12:00
場守口市役所1階 相談室101
予・問(公社)全日本不動産協会 大阪東支部
TEL06-4250-9191
直接(公社)全日本不動産協会大阪東支部にて受け付け



本事業の詳細については、ホームページをご確認ください。

携帯ひとつでも簡単に開設できるECサイトをこの機会に始めてみませんか。



小規模店舗ECサイト 立ち上げ支援

小規模店舗の新たな魅力発掘のため、今年度は守口市商業振興事業支援補助金の更なる補助の拡充を図り、新型コロナウイルス感染症の影響で市場が拡大中のECサイトを新規で立ち上げる中小法人、個人事業主であり、かつ卸売業および小売業を営んでいる事業者に対し導入費などの支援を行います。実際にかかった費用の50%以内の補助金で補助限度額最大15万円まで交付します。

人材確保支援事業 (もりクルート事業)を実施

令和4年度から、市内ものづくり企業の認知度向上および人材確保を支援するため、ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)を実施します。

本事業では、工業系の学生を対象としたインターンシップ事業を実施しますので、参加を希望するものづくり企業は、表(1)を確認の上、ぜひ参加してください。

【注】応募者多数の場合は、インターンシップ事業受入計画書を踏まえ、選考します。予めご了承ください。

併せて、人材の職場定着などを推進するものづくり企業への支援策として、工業活性化支援補助金の交付要綱を改正し、職場環境改善など4つの補助メニューを新設しますので、表(2)を確認してください。

インターンシップ事業 表(1)

対象者	市内に事業所を有し、主たる事業として製造業を営んでいるものづくり企業
事業内容	工業系の学生を対象に、市内ものづくり企業が就業体験を提供し、ものづくり企業で働くことの理解を深めることを目的とする事業
実施期間	8月の1週間のうち、各企業が設定した1日程度
実施場所	対象者の事業所
申込方法	ホームページに掲載している募集要項などを確認し、5月2日(月)までに、インターンシップ事業受入計画書を提出

工業活性化支援補助金の要綱改正(補助率50%) 表(2)※

生産性向上設備等設置事業	補助限度額が、15万円⇒25万円に
ホームページ開設及び改善事業	新たにホームページを開設⇒新たにホームページを開発する場合とホームページを改善する場合も対象に
職場環境改善事業	女性や障がい者に配慮した設備新設など、職場環境の改善に要する経費を新たに補助(上限30万円)
人材育成支援事業	新人研修やスキルアップ研修などの人材育成に要する経費を新たに補助(上限15万円)
インターンシップ支援事業	ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)またはものづくり企業が実施するインターンシップに要する保険料、交通費等を新たに補助
産業財産権取得支援事業	産業財産権取得に要する経費を新たに補助(特許権…上限25万円)(実用新案権・意匠権・商標権…上限15万円)

※その他の工業活性化支援補助金の詳細については、市ホームページおよび工業活性化支援補助金交付要綱を確認してください。

もりクルート事業

工業活性化

令和4年度国民年金保険料

令和4年度分の定額保険料は、前年度より20円引き下げられて、月額1万6590円になります。

なお、付加保険料は従来どおり月額4000円です。

国民年金保険料免除・納付猶予

国民年金制度は、20歳〜60歳までの40年間加入し、保険料を納付することが必要ですが、所得の減少や離職などで経済的に納付が困難な場合、保険料の「免除・納付猶予制度」を利用してください。

保険料の免除には、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があり、50歳未満の人については、納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

免除・納付猶予申請は、申請月から2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

▽免除は、申請期間に対応する本人、配偶者および世帯主の前年所得に基づきます。また、納付猶予は申請期間に対応する本人および配偶者の前年所得に基づきます。審査は、日本年金機構で行いますが、承認されない場合があります。

▽本人、配偶者および世帯主が離職などに該当する場合は、「雇用保険受給資格者証」または「離職票」などの写しを添付してください。

また「納付猶予」された期間は、老齢基礎年金の年金受給資格期間に含まれますが、年金額には算入されません。

国民年金保険料学生納付特例

大学、短期大学、大学院、専門学校、専修学校など(専門・専修学校については、対象校にならない場合あり)の20歳以上の学生で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

▽猶予期間は老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には算入されません。

▽申請には、学生証(コピー可)・基礎年金番号通知書(年金手帳)を持参し、「学生納付特例申請書」に必要事項を記入して提出してください。

なお、年度ごとに申請が必要になりますので注意してください。

免除・納付猶予や学生納付特例を受けた期間中に障がいや死亡といった不慮の事態になった場合でも、受給資格があれば、障害基礎年金や遺族年金が支給されます。

また、免除や猶予などを受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます(3年度目以降は、経過期間に応じた加算額が上乘せられます)。

申・問 総合窓口課年金担当
TEL06-6992-1524
問 守口年金事務所
TEL06-6992-3031

防火・防災教育を実施しましょう

消防法では一定規模以上の建物に対して、防火管理者を選任し、いざ火災や地震などの災害が起こった時に関係者が自主的に消火・通報・避難を迅速に行うことが出来るよう管理することが必要となっています。

4月は、社会人としてスタートする人や人事異動などで新たな勤務場所勤務される人がおり、人事の配置が大きく変わります。今まで築かれてきた自主防火・防災力を落とさないためにも下記の項目について、施設の防火防災教育を行います。

▽火災予防の基礎
▽作業等の安全管理
▽震災対策
▽各自の役割と責任
▽消防用設備などの取り扱い
火災を防止するためには消防署だけでなく、皆さんの協力が必要不可欠です。

定期的な教育や消防訓練の実施をお願いします。

問 守口市門真市消防組合消防本部予防課
TEL06-6906-1302

春の全国交通安全運動に伴う「守口市交通安全市民大会」および「安全運転講習会」の中止

春の全国交通安全運動実施期間 4月6日(水)〜15日(金)

春の全国交通安全運動に伴う「守口市交通安全市民大会」および「安全運転講習会」については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止します。

【注】優良自動車運転者表彰の申請を考慮している人および安全運転に関する資料が必要な人は、守口警察署交通課まで問い合わせください。

優良自動車運転者表彰の受賞資格の中に「年に1回、同様の講習を受けていること」となっています。

問 守口交通安全協会
TEL06-6991-8824
問 守口警察署
TEL06-6994-1234
問 守口市交通安全都市推進協議会(道路公園課内)
TEL06-6992-1703

